

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

➢ 3月の70大中都市住宅価格 12都市で前月比上昇

【貿易・投資】

➢ 広東省、天津市、福建省の自由貿易試験区 4月21日に発足

【金融・為替】

➢ 3月の外国為替資金残高 7年ぶりに大幅減少

➢ 中国の銀行カード決済業務開放 外資も参入可能に

■ 人民元レビュー

➢ 来週の人民元も安定推移を予想

■ EXPERT VIEW

➢ 個人所得税の納税管理強化



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

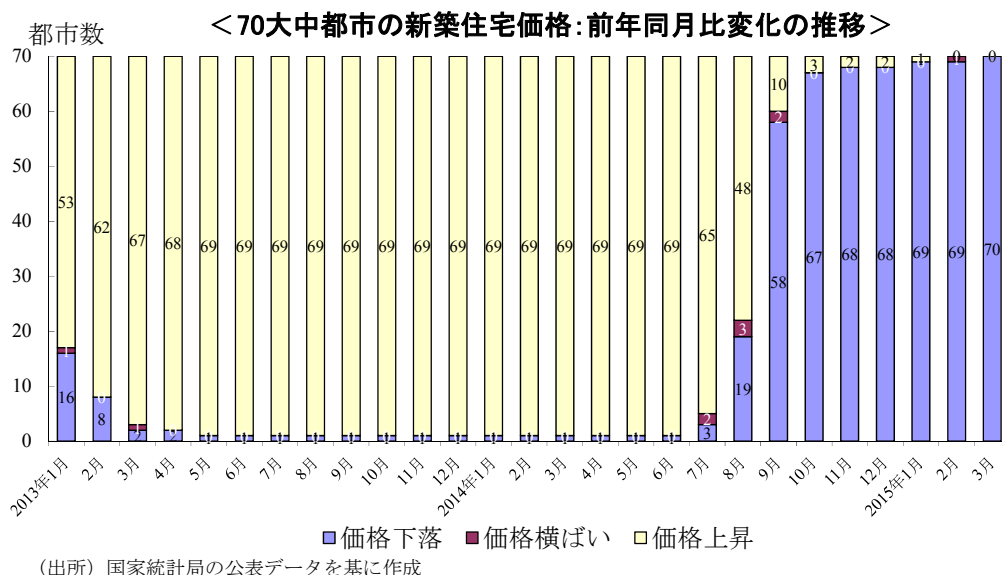
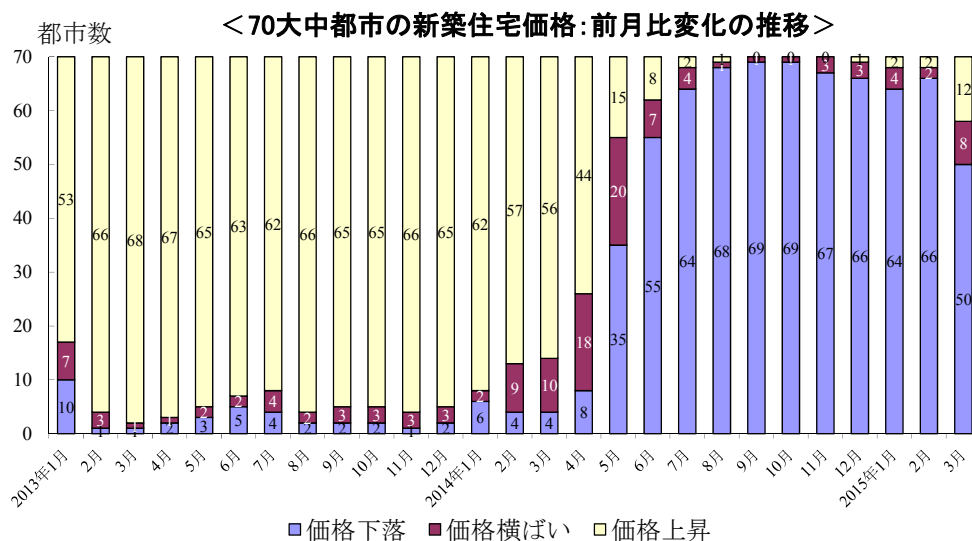
◆3月の70大都市住宅価格 12都市で前月上昇

国家統計局は18日、3月の70大都市の不動産価格指数を発表した。

新築商品住宅価格については、前月上昇した都市数は前月より10都市増加して12都市となり、前月比下落した都市数は前月より16都市減少して50都市となった。具体的には、深圳市が前月比+0.7%、石家荘市（河北省）が同+0.4%と上昇幅が大きく、下落した都市では、惠州市（広東省）が同▲0.9%、蜂埠市（安徽省）が同▲0.8%と下落幅が大きかった。

同局は、春節後に不動産市場の取引が活発になったことを受け、3月の成約件数は2月と比べて65.9%増加しており、今後は3月末に人民銀行等から発表された住宅購入緩和策の実施により、住宅販売数は回復が続くとの見方を示した。

なお、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月と横ばいのゼロ、下落した都市は前月より1都市増加して70都市すべてとなった。下落した都市の中で、杭州市（浙江省）が同▲11.2%、瀋陽市（遼寧省）が同▲9.8%と下落幅が大きかった。



CHINA WEEKLY

【貿易・投資】

◆広東省、天津市、福建省の自由貿易試験区 4月21日に発足

国務院は 20 日、広東省、天津市、福建省に新設する自由貿易試験区(自貿区)の全体方案と、上海自貿区の拡大に関する全体方案を発表し、翌 21 日に新設 3 地域の自貿区が発足した。また、4 自貿区に共通して適用する外資参入の制限、禁止を列挙したネガティブリストも同時に発表され、既存の上海自貿区で運用されている同リストは 139 項目だったのが、新リストでは 122 項目に削減された。

4 つの自貿区は、外資の備案(届出)制度、貿易手続のワンストップ窓口サービス、外貨資本金の自由元転、外債マクロプルーデンス管理等の共通政策に加え、それぞれ特色のある目標も掲げている。(新設 3 自貿区の主な特色は以下図表の通り)

＜新設の自由貿易試験区対照表＞

	中国(広東)自由貿易試験区	中国(天津)自由貿易試験区	中国(福建)自由貿易試験区
エリア	広州南沙新区エリア、深圳前海蛇口エリア、珠海横琴新区エリア	天津港エリア、天津空港エリア、濱海新区中央商务区エリア	平潭エリア、廈門エリア、福州エリア
面積(km ²)	116.2	119.9	118.0
主な独自政策	香港・マカオとの連携強化。香港・マカオとのサービス貿易自由化の推進。資金、人材、技術等の広東、香港、マカオ間の自由な往来の促進。「一帯一路」(注)戦略における「海のシルクロード」の重要な拠点と位置づけ、「海のシルクロード」沿線国家、地域との貿易を促進し、国際市場を開拓。 (注)「一帯一路」: 中国から欧州へ至るシルクロード経済圏。一帯とは、中国と中央アジアを経由するシルクロード経済ベルト。一路とは、中国からインド洋へ抜ける海のシルクロード。	京津冀(北京市・天津市・河北省)の共同発展のための対外開放プラットフォームを構築。3地域が企業の対外投資、人材誘致、産業のモデルチェンジ等において協力。京津冀税関区域における通関業務の一体化を実施。	台湾との連携強化。台湾に対する貿易自由化を推進。サービス貿易の開放を拡大。大陸・台湾兩岸の往来を利便化し、台湾企業の高級管理人員、技術者等に対し、自貿区内におけるプロジェクト申請、出入国等の面で便宜を図る。

(出所) 中国中央政府の発表を基に作成

【金融・為替】

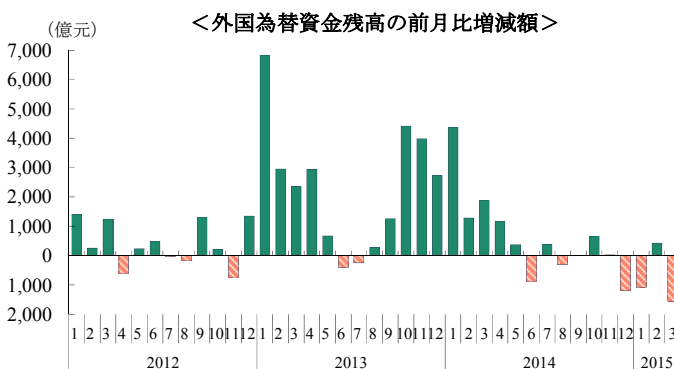
◆3月の外国為替資金残高 7年ぶりに大幅減少

中国人民銀行の 21 日の発表によると、3 月末の外国為替資金残高は前月より 1,565 億元減少して 29 兆 1,865 億元と、減少額は 7 年ぶりの高水準となった。

同残高は中国で人民元に両替された外貨量を示すもので、3 月の外国為替資金残高の大幅な減少は、同月の貿易黒字の縮小、米ドル高期待による人民元転意欲の低下等によるものと見られ、4 月 20 日の預金準備率引下げの実施に繋がる一因になったとの見方もある。

また、国家外貨管理局が 23 日に行った記者会見

で、中国を巡るクロスボーダー資金移動の状況について、中国経済の下振れリスクの高まりや、米国の利上げ観測に伴う米ドル高基調の継続等により、足元で資本流出が見られるものの、大半は合法的な貿易・投資に伴うもので、政府の想定範囲内と強調した。他方で、中国人民銀行が基準金利引き下げ、預金準備率引下げ等を行うことで、市中には潤沢な人民元の流動性が供給されていると説明した。



(出所) 中国人民銀行「Summary of Sources And Uses of Credit Funds of Financial Institutions(RMB)」を基に作成

CHINA WEEKLY

◆中国の銀行カード決済業務開放 外資も参入可能に

国務院は22日、「銀行カード決済機関の参入管理の実施についての決定」(国発[2015]22号)を発表し、従来「中国銀聯」(*)が独占してきた中国の銀行カード(クレジットカード、デビットカード)決済業務を、6月1日より外資を含む一般の民間資本へ開放することを明らかにした。市場原理に基づく競争を通じて、中国の銀行カード決済サービスの水準を高め、消費者の利便性を向上させるのが狙いとしている。

決定では、銀行カード決済業務への参入条件として、内資、外資を問わず一律に、登録資本金が10億元以上の企業法人であること、主要出資者が20億元以上の総資産或は5億元以上の純資産を有すること等を設けており、外国企業は現地法人の新設或は現地会社の買収の形で同業務への参入が可能となる。但し、クロスボーダー取引に係わる外貨決済業務のみを行う場合、現地法人の設立が不要とした。また、詳細の実施細則については、中国人民銀行と中国銀行業監督管理委員会が別途制定するという。

なお、2014年末現在の中国の銀行カード発行枚数は49億3,600万枚、2014年の年間の銀行カード決済件数は595億7,300万件、決済金額は449兆9,000億元、2014年の社会消費財小売総額の47.7%を占めた。

※「中国銀聯」は中国銀聯株式有限公司の略称で、国務院、中国人民銀行の認可を経て、2002年3月に上海で設立された中国の銀行カード連合組織。各メンバー銀行は中国銀聯の銀行間決済システムを通じ、銀行、地域、国を跨ぐ銀行カードの利用を実現している。また、各メンバー銀行発行の銀行カードの券面に「銀聯」のロゴマークが付いており、「銀聯カード」とも呼ばれている。

人民元レビュー

◆来週の人民元も安定推移を予想

今週の人民元は6.20付近で寄り付いた後、6.20挟みの動意に乏しい展開が続いた。対ドル基準値も6.12台での設定が続いている。

中国人民銀行は19日に預金準備率の1.0%引き下げを発表した。中国の準備預金残高は約23兆元と推計される為、1%の引き下げは約1.2兆元の流動性供給効果があると推察される。過去の動向を見ると、0.5%刻みでの引き下げが多く、1.0%の引き下げはこれまでよりも踏み込んだ緩和措置と言える。引き下げ実施の背景には、足もとで相次ぐ冴えない経済指標があろう。第1四半期の実質GDP成長率は前年比+7.0%と既に2015年の成長目標水準まで鈍化してきている。政府・中銀にとってこれ以上の鈍化は回避したいところだ。李首相が経済安定成長に向けてマクロ政策を活用する意向を示している他、新華社は中国人民銀行の幹部の発言として「一段の金融緩和余地がある」との見方を報じている。

中国人民銀行は2014年以降、2回の利下げを実施しているが、いずれも利下げ前に流動性供給や預金準備率の引き下げを実施している。今後の景気動向次第では追加利下げの可能性は高い。23日にHSBCが発表した4月の製造業PMIも49.2と2ヶ月連続で鈍化しており、4月以降も景況感に改善は見られなかった。4月の経済指標が発表される5月中旬頃の中銀の動向には注意が必要だろう。

人民元については、先週の李首相に続いて、国家外為管理局も一段の人民元下落は望まないとの認識を示した。来週も、対ドル基準値が現水準を中心に安定推移すると見られるなか、人民元はしっかりと推移しよう。

(4月24日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2015.04.20	6.1967	6.1930~ 6.2196	6.2160	0.0182	5.1800	-0.0343	0.80152	0.0019	6.7020	0.0134	3.5000	3865.14	-628.05
2015.04.21	6.2000	6.1995~ 6.2033	6.2016	-0.0144	5.1841	0.0041	0.80012	-0.0014	6.6173	-0.0847	2.6400	4499.65	634.51
2015.04.22	6.2000	6.1948~ 6.2093	6.1950	-0.0066	5.1821	-0.0020	0.79942	-0.0007	6.6610	0.0437	2.6000	4610.20	110.55
2015.04.23	6.1964	6.1963~ 6.2001	6.1980	0.0030	5.1707	-0.0114	0.79973	0.0003	6.6401	-0.0209	2.5400	4625.95	15.75
2015.04.24	6.1935	6.1935~ 6.1996	6.1950	-0.0030	5.1918	0.0211	0.79951	-0.0002	6.7482	0.1081	2.4700	4604.11	-21.84

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

個人所得税の納税管理強化

最近、華北地域のいくつかの都市で外国出向者に係る個人所得税の納税計算に関し税務局より調査表の提出が求められています。以下では当局が確認ポイントとしている課税所得の範囲、非課税所得、計算方法につきみてみましょう。

1. 給与・賞与等所得項目

(1) 基礎控除: 控除額が正しいか

- ・3,500 元の基礎控除に加え、外国籍出向者には 1,300 元の控除が加算されますので、毎月の控除額は 4,800 元です。

(2) 社会保険及び商業保険: 給与所得に含まれていない保険費用はないか

- ・外国籍出向者及び帯同家族に中国外で支払われる社会保険及び商業保険(団体生命保険、旅行傷害保険)費用は課税所得に含まれるため、支払月の課税所得に加算します。
出向者が中国の規定に基づく社会保険(基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金)に加入している現地法人の会社負担分は非課税所得であり個人負担分は控除可能です。
- ・また、外国籍個人が任意で加入する中国の法定企業年金の掛金は非課税所得です。

(3) スtockオプション: 中国に所得の源泉があるStockオプション収入につき申告納税しているか

- ・Stockオプションの行使による収入は、給与とは別建てで課税所得を計算します。中国源泉所得は、付与日から行使日までの中国滞在期間(月数)に該当する部分となります。中国源泉Stockオプション行使所得に適用する税率は、当該所得を中国滞在期間(最長12ヶ月)で除して求めた額を給与所得の税率表に当てはめて決定します。
- ・当該税率の決定方法を採用するにおいては、事前に税務当局に対して自社グループのStockオプション制度につき届け出ておく必要があり、届け出がない場合には、行使益は全額当月の給与所得と合算され税率が決定されます。

(4) 賞与: 特に年2回以上支払われる賞与に係る税額計算は正確か

- ・年に1度支払われる賞与或いは奨励金は、12で除して一月あたりの賞与・奨励金を計算し、適用税率を決定します。その他の奨励金(半期、四半期、残業、勤務評価等)は給与に加算して税額計算します。従って夏冬と年2回(或いはそれ以上)ボーナスが支給される会社では、1回のみ当該適用税率決定方法を採用することができます。
- ・賞与は、支給対象期間において中国に滞在し勤務する場合に中国に所得の源泉があると認められますので、支給対象期間中に中国に滞在せず中国勤務に無関係の業務(休暇は含まれません)を執行する個人では、月毎で判断し全く中国に不在の場合は当該不在月数に相当する部分は非課税賞与となります。

(5) 現物支給及び実費精算: 課税・非課税所得の区分は正確か

- ・会社が家賃を負担し出向者に供与する借上社宅の他、実費精算方式で費用を負担する住宅費用は非課税所得です。
- ・引越費用のうち、運送会社等に会社が支払う(或いは実費精算される)費用は非課税となりますが、赴

CHINA WEEKLY

任・帰任手当に該当する渡しきりの現金収入は課税所得となります。

- ・出向者が受け取る国内外出張手当につき、宿泊費、食費等実費に充当されることを想定して支給される手当については、出張手当規定の当局への事前届出と宿泊費、旅費交通費の公正領収証の取得を前提として、非課税所得とされます。
- ・帰省費用については、出向者本人の年 2 回以内の往復旅費（本人或いは父母・配偶者の本国居住地と中国居住地との間）につき非課税所得とされます。
- ・語学研修費用、子女教育費用は、公正領収証等正当な教育支出であることを証する証憑を提出でき、当局の確認を受けることを条件として当該実費部分が非課税所得となります。
- ・その他の実費、例えば出向者及び帯同家族の為に現地法人或いは本社が負担する医療費、旅費、商品券、金券等各種手当・負担金は、給与と合算して適用税率を決定し、納税計算を行います。

2. 役員(董事)報酬

- ・派遣元である本社の役員として支給される役員報酬は、本社の法人所在地国の課税所得となります。同様に、中国法人の董事として現地法人から支払われる、日本等中国外に居住する非常勤董事に対する董事報酬は中国の課税所得となります。適用税率表は給与項目とは異なりますのでご注意ください。

3. 調査表の概要

各地税務局により異なりますが、提出が求められる調査表は概ね下記のようなものです。

x x 有限公司2014年度外国籍個人状況調査表（個人別）

姓名	国籍	雇用形態
身分証明種別	身分証明番号	査証種別

収入帰属月	国内支給収入				国外支給収入	商業保険		社会保険		SO収入	その他報酬	収入計	課税所得額	既納税額	追納税額	税負担者
	給与	報酬	董事費	その他		国内	国外	国内	国外							
x 年 x 月																
x 年 x 月																

費用発生月	住宅費用		会食費		引越費用		出張費用		帰省費用		語学研修/ 子女教育費用		その他費用	
	金額	証憑番号	金額	証憑番号	金額	証憑番号	金額	証憑番号	金額	証憑番号	金額	証憑番号	金額	証憑番号
x 年 x 月														
x 年 x 月														

個人別の調査表の総轄表が下記となります。

x x 有限公司2014年度外国籍個人総轄状況統計表

番号	姓名	帰属月	雇用状況		中国居住期間					個人での 税務登記 の有無
			中国での み雇用か	国外雇用関 係の有無	90日以下	90日超 183日未満	183日超 1年未満	1年超 満5年未満	満5年超	

当局からの資料提出要請があることを想定し、課税所得の範囲、非課税所得、計算方法につき再確認をしておきましょう。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)